

第34回高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録

開催日時

平成31年2月14日（木） 午前10時30分から午前11時45分まで

開催場所

高崎市役所4階 庁議室

議 事

議題 副会長選出

報告 平成31年度予算の概要及び主要施策・事業について
水道法の一部改正について
その他

出席委員（17人） 敬称略

委員 追川 徳信
委員 加藤 美智子
委員 上村 理恵
委員 熊谷 佐知恵
委員 後閑 米子
委員 小林 優公
委員 神宮 嘉一
委員 鈴木 紀子
委員 関島 千賀子
委員 田端 穰
委員 田角 悦恭
委員 新野 幸子
委員 萩原 孝吉
委員 樋口 哲郎
委員 松浦 政子
委員 八木 義明
委員 吉田 好江

市側出席者（11人）

上下水道事業管理者 新井 俊光
水道局長 森田 亨
経営企画課長 清水 琢磨

料金課長	木本 弘幸
工務課長	田口 和彦
浄水課長	田畑 守
下水道局長	松田 隆克
総務課長	中曽根 哲哉
整備課長	小野澤 俊彦
維持管理課長	設楽 裕
施設課長	佐藤 伸一

事務局（5人）

経営企画課課長補佐	小池 郁生
経営企画課主査	清水 仁子
経営企画課主査	飯島 真悟
経営企画課主査	吉田 大徹
経営企画課主任主事	清水 亮祐

1 開 会

○新たに委嘱された委員の紹介を行った。

2 あいさつ

- 新井上下水道事業管理者
- 八木会長

3 議 事

- 委員20名中17名の出席により、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第2項により審議会が成立していることを報告。
- 高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、八木会長が議長となり議事の進行を行った。
- 議長から会議録署名委員に上村委員、新野委員を指名した。

○経営企画課課長補佐

それでは、議事に入らせていただきます。

本審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となっていていただくことになっておりますので、八木会長に進行をお願いいたします。

○会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に会議録の署名人をお願いいたします。毎回2名ずつの交代でお願いしているところですが、今回は、上村理恵様、新野幸子様をお願いいたします。両委員の方には、当審議会の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に移りまして議事の進行をしてまいります。

まず、「副会長選出」でございます。

先程、事務局から説明がございましたが、前副会長の田口委員が退任されましたので、新たに副会長を選出いたします。副会長の選出方法については、本運営審議会条例第4条第1項により、委員の皆様のご互選により定めることとなっておりますが、いかがしたらよろしいか意見がありましたら、お願いいたします。

○萩原委員

この場で副会長のお名前を出すのもなかなか難しいと思っておりますので、会長の方で案があればご提示していただければと思うのですが。

○会長

ありがとうございます。前任が田口委員でしたので、その後任であります田端委員にお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員

異議なし

○会長

ありがとうございます。それでは、田端委員をお願いいたします。

田端委員は、副会長席へお移りください。

田端副会長から挨拶をいただきたいと存じます。

(田端副会長挨拶)

○会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項になりますが(1)の「平成31年度予算の概要及び主要施策・事業について」のご説明をお願いいたします。

○経営企画課長

水道局経営企画課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成31年度予算の概要について説明をさせていただきます。

「平成31年度予算の概要及び主要施策・事業について」の1ページをご覧ください。

最初に、予算規模でございますが、収入合計が88億2,236万5千円で、前年度より3.0%の増でございます。支出合計は105億8,316万1千円で、前年度より1.5%の増でございます。

次に予算の内訳でございます。1の「収益的収支」につきましては、収入が73億8,902万2千円で、1.6%の増、支出につきましては、65億9,164万4千円で、若干増となっております。

次に「資本的収支」についてでございますが、収入が14億3,334万3千円で、10.8%の増、支出につきましては、39億9,151万7千円で、4.0%の増となっております。なお、収入額が支出額に対して不足する額につきましては、内部留保資金で補填いたします。

収支の内訳につきましては、円グラフで記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、2ページをご覧ください。平成31年度の主要事業でございます。

(1) 管網整備事業では、「配水幹線の複線化」や「老朽管の更新」など、水道水の「安定供給」に必要な水道管の整備を行います。また、(4) 施設改良事業といたしましては、浄水施設などの更新を実施しまして、「安心・安全」な給水の確保に努めてまいります。その他、都市整備事業などに伴う配水管の整備や消火栓の設置、有収率向上のための「漏水対策事業」などを実施する予定でございます。

なお、数値につきましては、本年10月に予定されております消費税率の改正を含めた内容となっております。また、消費税率の改正に伴いまして、水道料金にも影響いたしますので、料金を定めております給水条例の必要な箇所の改正を3月市議会定例会に上程する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、「平成31年度 水道事業会計予算」の概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○料金課長

料金課長の木本でございます。よろしく願いいたします。

料金課の平成31年度の主な施策及び事業につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、報告の3ページをお開きください。

料金課の主な施策・事業の一点目としまして、「収納率向上への取り組み」がございまして、上下水道使用料金の未納者への収納確保を強化し、収納率の向上に努めているところでございます。現在、月に5～6回行っている停水執行を今後も実施するとともに、停水執行者の削減をはかるため、早期に電話での督促を実施し、自主納付を推進いたします。上下水道あわせた収納率の状況といたしましては、4月30日現在での状況でございますが、平成29年度につきましては、現年度分で、98.64%で、平成28年度の98.78%に比べ、若干ですが0.14ポイント

ト下回っております。また、過年度分では、平成29年度94.79%で、平成28年度の95.07%に比べ0.28ポイント下回っております。今後の収納率の向上対策として、年末・年度末などには夜間の電話催告の実施を昨年末から始めることにより、更なる納付の推進を図っているところでございます。今後も水道料金未納者への、収納確保の強化及び収納率の向上に努めてまいります。

次に2点目としましては、「検定満期量水器の取替業務」がございまして、量水器、いわゆる、水道メーターでございますが、計量法の規定により8年ごとに交換する必要がございます。平成31年度の対象となる2万6,405個の水道メーターを順次交換してまいります。なお、地域ごとの交換数は記載のとおりでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、料金課の主な施策・事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○工務課長

工務課の田口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。4ページをお開きください。

平成31年度の主な施策・事業でございますが、管網整備事業、配水設備整備拡張事業、給配水管の維持管理業務を行うものでございます。

それでは、初めに管網整備事業でございますが、水道水の安全と安定給水を図るため、老朽管や石綿セメント管の更新を行い、管の漏水や破損、水の濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に、災害に強い水道管路の耐震化を目的として、実施する事業でございます。

現在、急務となっております、石綿セメント管更新事業によります各地域の30年度末見込みにおける残存状況についてご報告いたします。高崎地域・新町地域では、他の事業の施工時期に合わせて行う一部を除きまして、全て完了しております。箕郷地域につきましては約2.4Km、群馬地域は約48.4Km、榛名地域は約26.7Km、吉井地域は約30.0Kmとなっております。引き続き、幹線となる配水管や老朽度の高い管路から順次、耐震管による布設替えを実施いたします。

次に配水設備整備拡張事業でございますが、配水管の未整備路線において、地元陳情並びに給水管の漏水及び水圧低下等を防止するため、現状を調査した上で、必要に応じ、耐震管による配水管の布設工事を実施するとともに、災害時等に弾力的な水運用が可能となるよう、相互融通機能の充実を目的として実施する事業でございます。

次に給・配水管の維持管理でございますが、漏水対策においては、漏水の早期発見と有収率の向上を図ることを目的といたしまして、上水道区域をエリア分けし、漏水調査を実施するものでございます。平成31年度におきましては、高崎地域の八幡地区及び長野・六郷・西・南・城南の各地区の一部を調査区域として、漏水調査専門業者に委託し、有収率の向上を図るものでございます。

最後に漏水等修繕対応でございますが、市民の方々や道路管理者等からの通報や

漏水調査委託により発見された漏水に対し、迅速に現場調査を行い、修繕を実施するものでございます。なお、予算額につきましては報告資料の2ページに記載してございます。

以上誠に簡単でございますが、工務課の主な施策及び事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○浄水課長

浄水課の田畑です。よろしくお願いいたします。

それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

報告資料の6ページを、ご覧いただきたいと存じます。

浄水課の平成31年度の主な施策・事業でございますが、浄水施設の維持管理業務、水質検査業務及び施設改良事業でございます。

最初に浄水施設の維持管理業務でございますが、記載のとおり地域別の主な浄水場及び付属施設等の管理業務でございます。管理する施設といたしましては、「取水施設」、「浄水場」、「配水場」、群馬県県央第一水道から水道水を受け入れる「受水施設」及び「簡易水道」の施設でございます。

続きまして、水質検査業務でございますが、水道水の安全を確保するために、原水や浄水の水質検査を、平成31年度高崎市水質検査計画に基づき、年間で約1,000件の検査を実施いたします。また、水道水の放射性物質の検査につきましても、毎月検査を実施してまいります。

続きまして、施設改良事業でございますが、水道水を安定的に供給することを目的として、効率的に浄水場等水道施設の新設・改良を行う事業でございます。なお、地域別の主な工事は、記載のとおりでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、浄水課の主な施策・事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○総務課長

下水道局総務課の中曽根と申します。よろしくお願いいたします。

平成31年度の公共下水道事業会計予算の概要につきまして、ご説明申し上げます。資料の7ページをご覧ください。

最初に、収入及び支出の合計ですが、収入合計は128億6,012万4千円で、前年度より2.0%の増、支出合計は144億9,110万5千円で、前年度より2.2%の増でございます。

次に、その内訳でございますが、1の「収益的収支」をご覧ください。

収益的収入は90億623万4千円で、前年度より0.1%の減、収益的支出は73億6,694万4千円で、前年度より200万9千円の減となっております。

次に、2の「資本的収支」をご覧ください。資本的収入は38億5,389万円で、前年度より7.3%の増、資本的支出は71億2,416万1千円で、前年度より4.6%の増となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額32億7,027万1千円につきましては、内部留保資金で補填いたします。収支の内訳につきましては、円グラフの1と2をご参照いただければと思います。

続きまして、8ページをご覧くださいと存じます。平成31年度の主要事業でございます。(1)管渠布設事業及び(2)雨水対策事業につきましては、効率的かつ計画的に各地域の下水道管の整備を進めてまいります。また、(6)施設改良事業では、阿久津水処理センターのA系電気設備更新工事などを行いまして、施設の延命化を図ります。その他記載の事業を実施する予定でございます。なお、数値につきましては、水道事業会計と同様に本年10月に予定されております消費税率の改正を含んだ内容となっております。また、消費税率の改正に伴いまして、水道料金と同様、下水道の使用料も影響することから、使用料を定めております下水道条例の必要な箇所の改正を3月市議会定例会に上程する予定となっております。

以上、誠に簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。

○整備課

整備課小野澤と申します。よろしくお願いいいたします。

資料の9ページをご覧ください。平成31年度の主な施策・事業についてご説明をさせていただきます。

公共下水道(汚水)管渠整備事業についてですが、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道事業計画区域内の汚水管渠を整備する事業です。平成31年度は、約1万4,300mの整備を予定しております。工事場所は、高崎地域につきましては、阿久津町・沖町ほか記載の場所を予定しております。箕郷地域につきましては、箕郷町生原の主要地方道前橋・箕郷線北側の大清水川西側周辺の整備、箕郷町下芝の楽間団地北側周辺の整備を予定しております。群馬地域につきましては、菅谷町の菅谷高畑土地区画整理事業地内、棟高町の中央第二土地区画整理事業地内、足門町の群馬支所西側の整備を予定しております。榛名地域につきましては、本郷町の本郷スポーツ広場北側地域、上里見町の榛名中学校東側の整備を予定しております。吉井地域につきましては、吉井町本郷の国道254号バイパス北側、吉井町池の主要地方道高崎・神流・秩父線、吉井支所東側の整備を予定しております。

続きまして、公共下水道(雨水)管渠整備事業についてですが、集中豪雨や台風による浸水被害の解消を図るため、雨水対策として、雨水管渠を整備する事業でございます。工事の場所と概要ですが、粕川第2排水区につきましては、中居町、矢中町の市営中居団地西側市道において、内径1,000mmの雨水幹線を約45m整備を行います。烏川左岸第9排水区につきましては、下之城町から下中居町へ国道17号を横断する内径2,000mmの雨水幹線を約390m、平成30年度、31年度の2ヵ年で整備を行います。

以上、平成31年度の整備課の主な事業の説明をさせていただきました。

よろしくお願いいいたします。

○維持管理課

維持管理課の設楽です。よろしく願います。

それでは、資料の10ページをご覧ください。下水道局維持管理課、平成31年度の主要施策・事業についてご説明いたします。

まず1点目は、「下水道の適正使用に向けた指導と管理業務の継続」についてですが、整備された下水道管渠は適正な維持管理が不可欠であり、継続することが重要です。そこで、継続すべき維持管理課の業務を、3つに分類して記してございます。

事業場排水の監視等についてですが、河川等の公共用水域の水質保全と健全な下水処理に向けて、接続事業場の水質監視と指導を継続するものです。管路施設の清掃・修繕等についてですが、下水使用者が安心して利用できるように、管路施設を継続的に点検・清掃・修繕し、健全な施設管理を行うものでございます。下水道接続申請受付業務等についてですが、公共下水道への接続に伴う事務全般で、届出受理・審査・完了検査等を適正に継続し、市民の快適な生活と公衆衛生に努めるものでございます。

続きまして、2点目といたしまして、「下水道管路施設長寿命化の実施」についてでございます。高崎市の公共下水道事業は歴史が古く現在までに1,500kmを超える管渠の整備が完了したことから、布設後50年以上を経過したコンクリート管が高崎駅周辺を中心市街地に約50km存在しております。この老朽管対策として、ストックマネジメント計画に則り、浸入水や道路陥没事故等を未然に防止するために、管路施設の長寿命化対策を実施しております。平成31年度においても計画に基づき下水道管路施設長寿命化対策を継続し、下水道管路施設の機能確保と事故防止に向けて、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。また、新たな下水道管路施設の長寿命化計画を策定し、事業を継続的に実施していきたいと考えております。詳細につきましては、以下記載のとおりでございます。

平成31年度、維持管理課の主要施策・事業についての説明は以上です。

○施設課長

施設課の佐藤と申します。よろしく願います。

下水道局施設課における平成31年度の主要施策・事業につきまして、報告いたします。

まず、汚水処理施設の維持管理業務でございますが、本市の下水道は、大別して県が玉村町で管理しております県央水質浄化センターと、高崎市が管理しております阿久津水処理センター、城南水処理センター及び榛名湖水質管理センターの4箇所汚水処理を行っております。この内、施設課では阿久津水処理センター、城南水処理センター及び榛名湖水質管理センターの3箇所と、市内101箇所にございますポンプ場及び城南雨水滞水池を適切に運転・保守管理することで、下水を浄化し、公共用水域の水質保全を図っております。

次に、水質検査業務でございますが、水質汚濁防止法及び下水道法等に基づきまして、阿久津水処理センター、城南水処理センター及び榛名湖水質管理センターの水質検査を行っているものでございます。水質汚濁防止法及び下水道法等の規制項目や処理施設の維持管理に必要な項目について、検査を実施するとともに、放射性物質についても、し渣、沈砂及び脱水汚泥について検査を実施するものでございます。

最後に、汚水処理施設の建設改良事業でございますが、汚水処理施設の建設改良事業については、多額の費用が必要となることから、国の補助を受けながら計画的に新設・改良・更新事業を進めているもので、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道については、下水道長寿命化計画に基づき、施設の改築・更新事業を行っており、平成31年度は、榛名湖汚水中継ポンプ場の動力制御盤が老朽化しているため、入れ替える工事を行う予定でございます。また、阿久津水処理センターについても、下水道長寿命化計画に基づき、施設の改築・更新事業を行っており、平成31年度は、A系汚泥処理施設の電気設備が老朽化しているため、入れ替える工事を行う予定でございます。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

水道局、下水道局の各課長からそれぞれご説明をいただきました。いままでご報告をいただいたなかで、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○田角委員

資料の3ページですが、滞納している人は実際何人くらいで、最大でどのくらい滞納しているのかを教えてください。

○木本課長

滞納の件数は、時点によって若干異なってきますが、件数でいいますと現年度が1,570件程度です。金額は600万円程度となっています。過年度では、これも時点によって異なりますが、1,300件程度、金額は累積を加味いたしますと、2,800万円から3,000万円程度となっております。最大の滞納金額のご質問ですが、倒産をした企業がございまして、340万円程度の滞納をしている企業があるという認識でございます。

○会長

よろしいですか。

○田角委員

はい。

○会長

ありがとうございました。他にご質問はありますか。

○田角委員

下水道局施設課の説明のところですが、高崎市民のうち、県が管理している県央水質浄化センター、高崎市で管理している阿久津水処理センター、城南水処理センター、榛名湖水質管理センターの4箇所で、高崎市民が利用している割合はどのくらいですか。

○会長

施設課長、お願いいたします。

○施設課長

処理人口で申し上げますと、阿久津水処理センターと城南水処理センターで10万6,588人、県央水質浄化センターで処理している人口が16万7,099人となっております。

○田角委員

県央の方が多いですね。
わかりました。ありがとうございました。

○会長

他にありませんでしょうか。

○萩原委員

10ページの維持管理課の説明について、ご質問させていただきます。
ストックマネジメント計画とありますが、簡単で結構ですので説明をお願いいたします。

○維持管理課長

ストックマネジメント計画とは、下水道の施設でいいますと、下水管路、処理場、ポンプ場とありますが、これらの施設をトータルして今後どうしていくか、材料がどれくらいかかるか、施設の老朽化の更新にどれくらいかかるかなど、長期的な視点で下水道施設全体を捉えていく計画となります。

○会長

よろしいですか。

○萩原委員

はい。

○会長

他にありますでしょうか。

○会長

それでは、次ぎに進めさせていただきます。報告（２）の「水道法の一部改正」について、事務局より説明をお願いいたします

○経営企画課長

経営企画課の清水です。水道法の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料、報告２ 水道法の一部改正についてをご覧ください。

水道法の改正につきましては、昨年１２月６日に改正法案が可決、成立いたしました。１２日に公布されたところでございます。

まず、１の改正の趣旨でございますが、人口減少社会を迎え、水需要が減少することによる給水収益の減少、高度経済成長期に整備した水道施設の老朽化に伴う施設の更新など、水道事業は深刻な課題に直面しており、特に小規模水道事業者では水道サービスが継続できない恐れが生じております。今回の法改正は、こうしたことに対応し、水道の基盤の強化を図り、将来にわたって安全な水を安定的に供給するために行われたものでございます。

次に、２の改正の概要でございます。今回の改正の概要といたしましては、資料にございますように、主に５点でございます。

まず、（１）の関係者の責務の明確化でございますが、水道の基盤の強化に関する国、都道府県、市町村などの責務を明文化しております。

次に、（２）の広域連携の推進でございますが、こちらは、水道の基盤の強化を図るための広域連携の推進役としての都道府県の責務などが規定されました。

（３）の適切な資産管理の推進でございますが、こちらは、水道事業者、資産管理の前提となります水道施設台帳の作成・保管の義務付けと水道施設の計画的な更新、それに要する費用を含む収支の見通しの作成・公表の努力義務が規定されました。

（４）の官民連携の推進でございますが、これまでも高崎市におきましては、量水器の検針や料金徴収等に係る委託や浄水場の運転管理等の委託など官民連携は行ってまいったところでございますが、今回の改正では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるＰＦＩ法の規定による公共施設等運営権を民間事業者を設定するという、コンセッション方式を採用することにより、地方公共団体が水道事業者であり続けながら、施設の運営等を民間事業者に行わせることができることが規定されました。

改正前の水道法におきましても、民間事業者に運営等を行わせることは、規定上

可能でありましたが、その場合、一旦地方公共団体が水道事業者の認可を返上する必要がありました。それが、今回の改正で、地方公共団体が水道事業者の位置付けを維持しながら、民間事業者に運営等を委託することができることとされました。

この改正につきましては、新聞等におきまして、水道の民営化ということで大きく報道されました。しかし、厳密に言えば、JRや郵政事業などが民営化であり、今回の改正内容は、あくまでも包括的な業務委託の一類型と捉えております。また、報道において、海外での失敗例なども紹介されておりますが、採用に当たっては、そうしたことを踏まえた上で検討することになりますので、水道料金が急激に上がるなどといったことはないと考えております。

いずれにいたしましても、仮に、今後このコンセッション方式を採用しようとする場合には、広く市民の皆さまにご意見をいただきながら、検討していくことになると考えておりますが、現時点におきまして、本市におきますコンセッション方式の採用につきまして、検討をする時期にはないと考えております。

最後に、(5)の指定給水装置工事事業者制度の改善でございます。本市におきまして、蛇口、トイレなどの給水用具・給水管などの給水装置の工事は、管理者が指定した給水装置工事事業者が行う旨を条例において規定しております。また、企業管理規程において指定給水工事事業者の指定等について必要な事項を定めております。現行制度におきましては、指定工事事業者に変更があった場合などには届出をしなければならない旨の規定がございますが、指定工事事業者から届出がない場合もあり、配管技能者の配置状況や事業者の休廃止等の実体把握が困難となっております。このため、工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、今回の改正におきまして、指定給水装置工事事業者の指定について、5年の更新制を導入するというものでございます。今後、条例等につきまして、必要な改正を行うこととなります。

次に、3の施行期日でございます。施行日は、基本的には、公布されました平成30年12月12日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日でございますが、水道施設台帳の整備に係る規定につきましては、施行日から3年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しないこととされております。

水道法の改正の概要につきましては以上でございますが、ここで、会長からもお話がありましたとおり、水道ビジョンのことにつきまして、お話をさせていただきたいと存じます。

高崎市水道ビジョンにつきましては、本市の水道の目指すべき将来像を設定し、実現するための方策を示すものとしたしまして、平成22年度に策定し、平成29年度までの計画期間でございました。今年度に更新し、本審議会の議題とさせていただき予定で、事務的な作業を行って参ったところでございます。

しかしながら、今回の水道法改正によりまして、先程説明させていただいたとおり、基盤の強化、広域連携や適切な資産管理などについても検討し、必要な事項については水道ビジョンに盛り込む必要があると考えております。また、財政的な裏付けのもとで、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営

の基本計画となります経営戦略を、平成32年度までに策定するよう総務省から求められてところでもございます。

こうしたことと、水道ビジョンと経営戦略は、その内容から密接に関連するものでございますので、この際、平成32年度中に水道ビジョンと経営戦略を一体的に策定することといたしました。策定に当たりましては、本審議会にお諮りし、ご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますので、時期が参りましたら、改めてお示しをさせていただきたいと考えております。その際は、またご協力いただきますようお願いいたします。

報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。ここまでの説明について、ご意見ご質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。無いようでしたら、最後に、報告(3)の「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

○経営企画課課長補佐

事務局より報告をさせていただきます。

本会議を開催するにあたり、事前に委員の皆様からお受けしましたご質問につきまして、回答をさせていただきます。

今回は、神宮委員から「善意無過失な漏水が生じた場合の減免措置」について、萩原委員から「上下水道事務所業務の委託に伴う経費・有収率の比較」について、以上2点のご質問をいただきました。

神宮委員のご質問に対する回答を料金課長、萩原委員からのご質問に対する回答を経営企画課長より説明させていただきます。

○料金課長

はい。料金課の木本でございます。

水道料金等の減免ですが、条例や内規に基づき対応をさせていただいております。基本的には災害による漏水及び地下漏水が対象となっております。また、委員ご質問の漏水を発見することが極めて困難な場所等は、相談により必要に応じて減免の対象とさせていただく場合もございます。

減免に伴う使用水量としては漏水量により異なりますが、割合としては2分の1から4分の3、50%から75%ということなのですが、減量させていただいて算出しております。他市の減免の状況といたしましては2分の1、50%の減量の取り扱いが多いと伺っております。

貴重な水の有効利用という観点から、一時的に水道の使用を休止される場合は、

速やかな水道の中止の届出をお願いするとともに、建物内の漏水を防ぐためメーターボックス内の丙止水栓を止める等の対応をできる限りお願いしたいと考えております。

最後になりますが、漏水におきましては様々なケースがございますので、今後も今までと同様に相談による柔軟な対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。

神宮委員さん、いかがですか。

○神宮委員

ありがとうございます。

最近、なかなか凍結するような寒さというのも少なくなっていますが、実家を離れてちょっと忘れてしまっていて凍結をしたという声も聞くものですから、やさしい対応をいただければということと、併せて、凍結に注意してくださいといった広報などにつきましても、できれば時季によってはお願いできればと思いましたので、よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございました。

続きまして、萩原委員さんからの質問について、経営企画課長より説明をお願いいたします。

○経営企画課長

はい。経営企画課の清水でございます。

萩原委員から、上下水道事務所が委託化され1年が経過しようとするなか、委託前と比較した経費や有収率についてということで、ご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

上下水道事務所の業務につきましては、平成29年度から上下水道に係る申請受付業務などを委託し、このことに伴い上下水道局職員を段階的に減員し、平成30年度からはお客様センターとして受託業者の従業員のみで業務を行っているところでございます。

まず、このことに係る経費でございますが、上下水道事務所の業務委託の契約は本庁の検針等の業務も含めて締結していることから、一概にはお示しすることはできませんが、例えば職員の人数で申し上げますと、上下水道事務所に配属しておりました職員26名が委託化に伴い削減されております。

その一方、事務所の業務の一部を本庁に引き継いだことから本庁の職員を5名増員しておりますので、差引21名分の人件費の削減がなされたところでございます。

各支所に置いておりました上下水道事務所におきましては、従来から水道・下水道両方の業務を行っておりましたが、委託化によりまして、今後は、本庁におきましても委託する業務につきましては、水道・下水道両方を一体的に処理できるようになることから、経費的な面での効果ということではありませんが、利用者へのサービスの向上につながるものと考えております。また、このほか委託業者における確実な技術の継承なども、将来に渡って安全な水を供給するためには有効であるものと考えております。

次に、有収率でございますが、配水管路の維持管理につきましては、委託後は本庁工務課で一括して管理しており、対応につきましても委託前と同様に迅速に対応しておりますので、有収率への大きな影響はないものと考えております。また、従来から工務課におきまして、計画的に地下漏水調査を実施しており、発見された漏水箇所を迅速に修繕することで、今後有収率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○会長

ありがとうございました。
萩原委員さん、いかがですか。

○萩原委員

はい。質問の趣旨ですが、前回の第33回審議会でも上下水道事務所の委託化について説明があり、委託化の理由の中で経費の削減という説明がありましたので、1年が経過したなかでどの程度なのかと思いましたので質問させていただきました。委託化されて、まだ間もないものですから急激な削減を期待するものではありませんが、また、今後工夫していただきまして、経費削減に努めていただければと思います。

また、有収率でございますが、委託化によりまして、万が一、漏水事故の対応が遅くなるということがあれば、災害等の対応も遅くなるという危険が伴うものと思いましたが、質問させていただきました。

今、説明をいただきまして、経費・有収率とも健全という判断をいたしましたので、非常に良かったなと思いました。また、今後とも職員の負担とならないようにしていただきながら経費の削減と技術の継承に努めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

他の委員の皆様もご質問はございませんか。これまでの説明やこの際聞いておきたいといったことは大丈夫でしょうか。

○田角委員

高崎市で水道料金が一番安いところは、どこでしょうか。県央が安いと理解をしておりますが。

○水道局長

水道局長の森田でございます。ただいまのご質問ですが、水道料金という単価の部分と県央第一水道から買い取っている単価というものは、基本的に考え方が違うものだということをまずご理解いただきたいと思えます。

水道料金につきましては、地域別で料金が異なりますが、例えば平均的な使用量で2ヶ月で算出しますと一番安いところが群馬地域で3,765円、一番高いところが吉井地域の5,070円ということになっております。また、参考に高崎地域では4,736円となっております。

県央の単価でございますが、県央第一水道の単価は50円でございます、県央第二水道の単価は102円となっております。単価の違いにつきましては、当初の施設整備費用等が異なりますので、このような差があるということでございます、この単価につきましては、しばらく変更はないと群馬県から聞いております。

本市の地域別の料金体系につきましては、各浄水場の運転状況や老朽化などによりまして、1㎡の水をつくるための原価がそれぞれ異なっているということでございます、こういったものを全部勘案いたしまして、水道料金を設定させていただいております。

○田角委員

わかりました。ありがとうございます。県央はやっぱ安いんですね。是非、高崎市も単価が高いところがありますので、県との協議が必要だとは思いますが、できるだけ単価が安いところへ切り替えていただければという意向がございます。

高崎市の水は、ほとんど利根川水系と烏川水系だと思いますが、それ以外のものとして地下水からポンプアップしている中島浄水場がございます。これは24時間ポンプ稼働していますので、この経費の削減のために県央に切り替えるなどしてはどうかと。たぶん地元説明に入っていると思うのですが、このあたりの状況をわかる範囲で教えていただければと思うのですが。

○水道局長

中島浄水場の調査は一昨年前から行っております。田角委員のご指摘のとおり、中島浄水場は井戸水でございます、水に不純物、これは体に害があるというわけではありませんが、ノロみみたいなものが管に溜まる傾向がございます。中島浄水場を県央水道に切り替えるにあたりまして、水圧や流速が異なりますので、切り替えたときに管に溜まった不純物が巻き上げられ、結果的に蛇口から濁った水が出るということが想定されます。報告になってしまい申し訳ございませんが、地域の議員や区長、住民の皆様にご連絡をしながら、夜中の作業で全て管洗浄を行いまして、

県央第一水道に切り替えまして、中島浄水場の運転につきましては、現在は休止させていただきます。

中島給水区域につきましては、現在、県央第一水道に切り替わっている状況でございます。報告が遅くなり大変申し訳ありませんが、現在はこういった状況でございます。

○田角委員

わかりました。ありがとうございました。

休止とのことですが、廃止に向けてはどういう考えですか。

○水道局長

休止という言葉を使わせていただきましたが、今回につきましては、水道法の認可上の表現ということでご理解ください。廃止とするためには、厚生労働省から変更認可を受ける必要がございますが、まだ、これが認可となっておりますので、休止という表現をさせていただいたということでございます。基本的には廃止というご理解でよろしいかと思っております。

○田角委員

ありがとうございます。わかりました。

○会長

その他、ご意見等がありますか。

○加藤委員

10ページの維持管理課の説明ですが、管路施設の清掃・修繕等と記載がございまして、使用者が安心して利用できるよう、継続的に管渠の点検、清掃及び修繕を実施するというところでございます。

これはどれくらいの間隔でこういうことをやるのかということと、私の家の場合、昔は浄化槽がありまして、年に2回ほど業者をお願いして清掃等を行っておりましたが、現在は、下水道に接続しておりますので、自分で清掃する場合はどのようなことをやればよろしいのでしょうか。

○維持管理課長

維持管理課の設楽と申します。

まず、管路清掃等の間隔についてですが、1,500kmを超える管がございまして、毎年度全て実施するというわけにはまいりません。来年度は5キロ程度を予定しまして、場所を変えて順次やっていくという状況でございます。また、管に詰まりや修繕の必要があれば、その都度実施をしていきます。

次に宅内の管の清掃ですが、これは施主さんの所有物ということで、市ではちょ

っと関われない部分となっております。施主さんの判断でやっていただくしかないということになりますが、すぐに詰まるということもないと思います。ただし、台所から油などを流してしまいますと温度で固まってしまいますので、ご注意をお願いいたします。

○加藤委員

下水道に接続してから、今まで宅内の桝の点検をしておりませんので、年に何回かは業者に見てもらった方がよいとか、こういう薬剤を流した方がよいとかそういった指導などはございませんか。

○維持管理課長

管理区分がございまして、道路からお宅に入った最初の桝、これが詰まっているようでしたら、この先の道路部分から先が詰まっている可能性があります。道路から先は市で管理していますので、まずはこれを確認していただくということが必要だと思います。

薬剤につきましては、どういった状況を解消するために使用するのかという問題がございしますが、あまり一般の方が使用するということは避けた方がよろしいかもしれません。

○加藤委員

管にヘドロみたいなものが詰まったりはしないのですか。家庭から出る油とか汚水によって管が詰まっていないか心配がございします。

管の中は見ることはできませんが、個人で点検する方法があるのか、それとも業者さんをお願いしなければならないのか。

○維持管理課長

排水設備の施工につきましては、勾配や管の大きさ、桝の配置などが決まっていますので、その基準によって施工をしていただいております。それを市で検査して、合格した状況でお使いになっているということですので、通常の使用であれば詰まりはないと思います。また、現在は塩ビ管が使用され、流れやすい構造になっていますので、それほど詰まることはないかなと思います。

先程の薬剤の使用についてですが、これは使わない方がよいと思います。自分で判断していただくことになりますが、そういう状況にはならないと思います。何かあれば問い合わせをいただければ対応させていただきますので、よろしく申し上げます。

○加藤委員

はい。わかりました。

○下水道局長

下水道局長の松田と申します。

補足になりますが、基本的に一般的なご家庭の下水道の使用につきまして、トイレに流せる清掃用品などは流していただいても大丈夫です。台所につきましては、一番注意していただきたいのが油となります。油につきましては、管の中でどんどん大きくなってしまいまして、そこに野菜くずなどが流れてきますと管の中の下の部分から詰まってきてしまいますので、流れが悪くなってしまいます。この点だけ注意していただければ、定期的な点検などは特にしなくても大丈夫です。

ただし、水の流れが悪いなど異常がございましたら、市に連絡をいただければ、市と契約している業者を紹介させていただきます。業者に見ていただいて、管が詰まっているということであれば、清掃すればまた普段どおりに使えるようになりますので、よろしく願いいたします。

○加藤委員

はい。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

大変活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

最後に、今年6月で委員の皆様は任期満了となります。条例によりますと委員の再任は妨げないとの規定もありますので、ご協力をよろしく願いいたします。

これで本日予定の議事はすべて終了しましたので、議長の職を降ろさせていただきます。大変ありがとうございました。

高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年 月 日

会 長

委 員

委 員